（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部改正）

**第三条**　エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件（平成二十一年国土交通省告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一中「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」に改める。

第一の表の科目の欄並びに第二の表の科目の欄及び事項の欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部改正）

**第四条**　住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成二十一年国土交通省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

1の⑵の①中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

**附　則**

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

**○関東地方整備局告示第十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局川崎国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類及び路線名　一般国道　三百五十七号

二　道路の位置　東京都江東区青海一丁目二番一〇から同区青海一丁目一番二まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　東京都港湾局長　多羅尾光睦

住　所　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容　連絡橋の一部の維持、修繕、災害復旧

五　管理の期間　平成二十五年十二月十七日から当該施設の存続する日まで

**○関東地方整備局告示第十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十六年一月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(1)　登録年月日　平成二十五年十二月二十四日

(2)　登録番号　31

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ＴＳＫ建築確認安全センター

(4)　住所　東京都中央区日本橋三丁目1番2号

(5)　代表者の氏名　松本　規好

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　東京都中央区日本橋三丁目1番2号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　田中　重光、田中　雅弘

(9)　役員の氏名　松本　規好、本田久一郎、野口　俊一、荒木　大輔、大内　達史、西倉　努、宮原　浩輔

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　田中　重光

(11)　評価の業務を行う区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

**○北陸地方整備局告示第四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 南魚沼市九日町三〇三〇番一から同市九日町三三九五番一まで | 前 | 一五・四三メートル～二五・二五メートル |
| | 後 | 一四・七九メートル～二五・二五メートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

**○北陸地方整備局告示第五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　南魚沼市九日町三〇一〇番一から同市九日町三三九九番一まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十七日

**○中部地方整備局告示第四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月十七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号　中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ぎふ建築住宅センター